

2008年3月 6日
(改正)2010年3月30日
(改正)2014年7月15日
(改正)2016年3月16日
(改正)2019年3月13日
(改正)2021年3月 9日

J-PARC MLF利用者懇談会 会則

第1章 総則

第1条 本会は、「J-PARC MLF (Materials and Life Science Facility) 利用者懇談会 (英語名 J-PARC MLF Users Society)」と称する。

第2条 本会の目的は、MLFにおけるユーザーが相互の交流をはかるとともに、各々の関心の分野の相違を超えて総意を形成することにより、より良い利用を推進し、その成果の発信をもって啓発活動を行うことである。

第3条 本会は、その目的を達成するために以下の活動を行う。

1. 会員相互の情報交流
2. MLF の施設利用・将来計画におけるユーザーの総意(要望・見解・立案等)の取りまとめ、および J-PARC センターならびに関連諸機関への提言。
3. MLF ユーザーのための情報提供、および研究者・組織との交流・協力。
4. J-PARC 利用者協議会など J-PARC 各種委員会への中性子・ミュオン科学分野委員の推薦。
5. MLF シンポジウム等、学術的会合の開催。
6. 関係諸団体、諸機関、他の学協会との交流・協力。
7. その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第4条 細則については、幹事会の提案にもとづいて、総会で決する。

第2章 会員

第5条 会員は以下に該当するものから構成される。

1. MLF のユーザー。
2. 第2条の目的に賛同する個人。

第6条 入会

1. MLF のユーザー登録者のうち、会員として入会しようとする個人は、書面またはメール等を以って事務局に届け出るものとする。
2. 第5条第2項により会員として入会しようとする個人は、会長に申し込み、幹事会の承認を得なければならない。

第7条 会員は、本会の活動に参加できるとともに、幹事の選挙権・被選挙権を有する。

第8条 会員から退会の届け出の無い限り、会員の有効期間は無期限とする。

第9条 会員は、会長への届け出により退会することができる。

第3章 協賛会員

第10条 協賛会員は、第2条の目的に賛同する企業および団体とする。

第11条 協賛会員として入会しようとする企業、団体は会長に申し込み、幹事会の承認を得なければならない。

第12条 協賛会員は、年会費として1口10,000円を納めなければならない。

第13条 協賛会員は、本会の活動に参加できるが、幹事の選挙権は有しない。

第14条 協賛会員は、会長への届け出により退会することができる。

第4章 会長、副会長、幹事

第15条 会員の選挙により選ばれた幹事7名により、幹事会を構成する。

第16条 幹事7名は、互選により会長、副会長を選出する。ただし、選挙で選ばれる幹事の構成員のうち MLF の構成員は 4 名以下とする。

第17条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、幹事会、および総会を招集する。

第18条 会長は、地域・分野のバランスや役割を考慮し、3名程度まで新たに幹事を加えることができる。

第19条 副会長は、会長を補佐する。

第20条 幹事は、本会の庶務、会計、行事、その他の業務を掌る。

第21条 幹事の互選により、事務局担当者を選出する。

第22条 会長、副会長を含む幹事の任期は2年とし、1回までの重任、ならびに、1期以上を空けての再任を妨げない。ただし、幹事は2年毎に改選とする。

第23条 幹事の選出方法は選挙細則に従うものとする。

第5章 総会

第24条 総会は、会長によって少なくとも年1回召集され、本会運営の基本方針をはじめ、重要事項を審議し、決定する。総会の議長は、総会出席者の互選による。議長は、総会書記を任命し、総会における審議・決定事項を全会員に知らせる。

第25条 総会の議題は、総会が開催される2週間前までに、会長によって全会員に提示される。

第26条 会員は、総会に議題を提案でき、出席会員10名の賛同を得た場合、議長は審議しなければならない。

第27条 総会は、会員の1/30の出席を以って成立する。ただし、委任状によって意志を表示した会員は、出席会員とみなす。総会の議事の可否は、出席会員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長が決定する。

第6章 幹事会

第28条 幹事会は、会長、あるいは幹事2名以上の求めにより、開催される。

第29条 幹事会は、本会がユーザーの総意(要望・見解・立案等)を J-PARC センター及び関連諸機関へ提言することを目的とする組織であることに鑑み、会員の要望、意見集約に努め、本会としての見解表明・提言を行う。

第30条 幹事会における審議・決定事項は、会長により速やかに全会員に通知する。

第31条 幹事会は、本会運営の基本方針等を、総会の議題として提案する。

第7章 会計

第32条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

第33条 本会の収支決算は、幹事会において承認され、総会に報告されなければならない。

第34条 会費は、幹事会の議を得て総会での議決によって定める。

第8章 会則の変更、解散

第35条 会則・細則の変更は、幹事の3分の2以上が出席する幹事会の議決を経て、総会において、その可否を出席会員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長が決定する。

第36条 本会の解散は、幹事の3分の2以上が出席する幹事会の議決を経て、総会において、その可否を出席会員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長が決定する。ただし、総会は、第27条の規定に拘わらず、委任状によって意志を表示した会員を含む1/10の会員の出席を以って成立する。

付則

この会則は、2008年4月1日より施行する。

付則

この会則は、2010年3月30日より施行する。

付則

この会則は、2014年7月15日より施行する。

付則

この会則は、2016年3月16日より施行する。

付則

この会則は、2019年3月13日より施行する。

付則

この会則は、2021年3月9日より施行する。